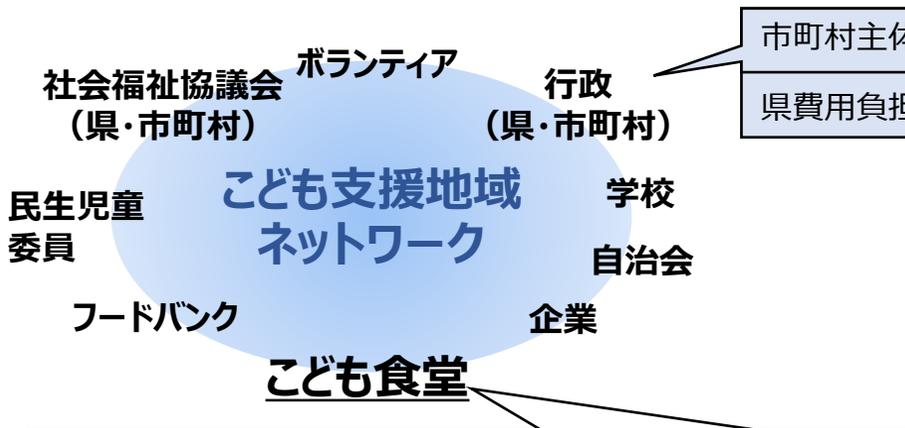


こども食堂等による地域づくり推進事業補助金

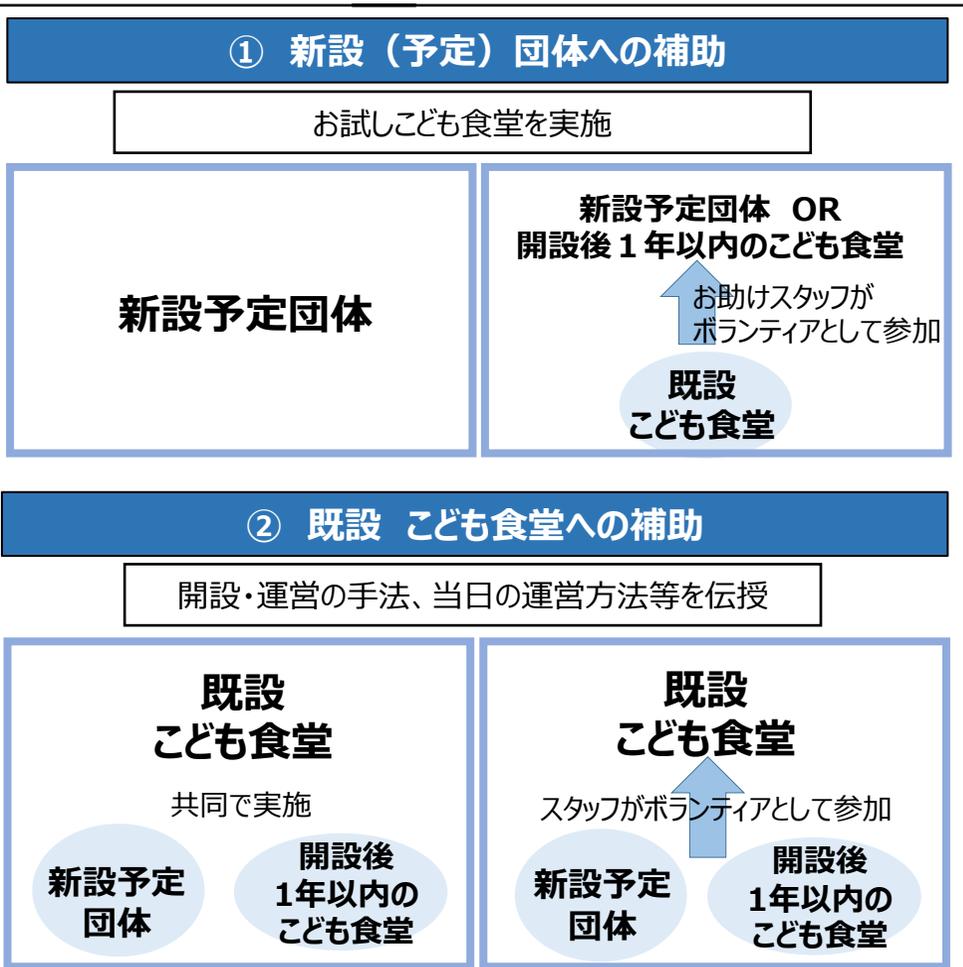
市町村が主体となって設置する、こども食堂、行政、県・市町村社協等が意見交換等をする「こども支援地域ネットワーク」に参加している「こども食堂」に対し、補助金を交付します。



市町村主体で意見交換
 県費用負担（意見交換会の会場使用料）※市町村からの事前申込

【補助上限額】
 ・1回開催につき40,000円

- 【補助経費】
- ・食材費
 (弁当購入費、食材、調味料等)
 - ・使用料及び賃借料
 (会場使用料、調理器具等のレンタル料等)
 - ・消耗品費
 (チラシ印刷代、洗剤・ラップ等の台所用品、食器類、調理器具等の取得価格又は評価価格が2万円未満のもの)
 - ・ボランティア謝金
 - ・保険料
 (傷害・損害保険等)
 - ・食品衛生責任者養成講習会の受講料



① 新設 (予定) 団体への補助

お試しこども食堂を実施

新設予定団体

新設予定団体 OR 開設後1年以内のこども食堂
 お助けスタッフがボランティアとして参加
 既設こども食堂

② 既設 こども食堂への補助

開設・運営の手法、当日の運営方法等を伝授

既設こども食堂
 共同で実施
 新設予定団体 開設後1年以内のこども食堂

既設こども食堂
 スタッフがボランティアとして参加
 新設予定団体 開設後1年以内のこども食堂